

# 中小企業等の経営強化に関する基本方針 改正の方向性について

2019年4月

中小企業庁

# 中小企業等の経営強化に関する基本方針の改正について

- 基本方針は、中小企業等経営強化法に基づく各制度について内容等を定めると同時に、各認定制度の認定基準としても機能。（改正の際は、中小企業政策審議会に諮る。）
- 今回は、以下の3点について、御審議いただきたい。

## 中小企業等経営強化法における基本方針の改正内容

①事業再編投資の内容に関する事項（一部改正）

5月頃  
改正予定

②社外高度人材活用新事業分野開拓に関する事項【新設】

改正法案成立後  
新設予定（※）

③中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項【新設】

改正法案成立後  
新設予定（※）

（※）②③は、第198回国会に提出している「中小企業の新たな事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」の国会審議結果も踏まえて更に検討。

## ① 事業再編投資【改正案】

- 将来的なM & Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、近年その数は増加傾向。
- このため、平成31年度税制改正では、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、経営強化法の認定を受けた事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合、中小機構出資分を大企業保有分と評価しないこととされた。これに伴い、事業再編投資計画の認定要件等を定める基本方針の改正を行う。

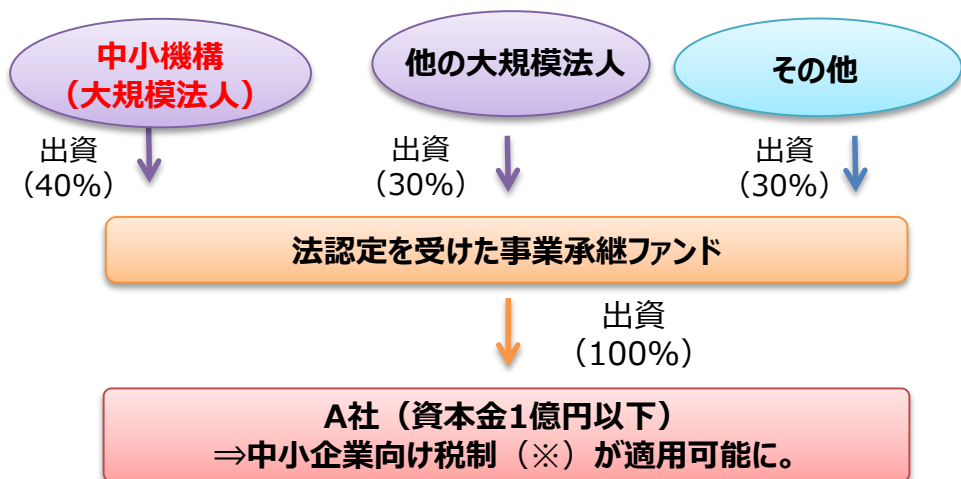
### 追加要件

- 投資事業有限責任組合が認定を受けた事業再編投資計画に基づき事業承継案件のみ行うこと。
- 投資事業有限責任組合が中小機構から一定の出資を受けていること（26%以上）。

※現行規定における要件

- ・ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員が当該計画の実施に必要な能力や実績を有すること
- ・ 無限責任組合員が当該組合に1%以上出資していること

<参考：税制措置のスキームについて>



- 資本金1億円以下の中小企業のうち、以下は大企業とみなされる。
  - ① 発行済み株式等の1/2以上を同一の大規模法人が所有
  - ② 発行済み株式等の2/3以上を複数の大規模法人が所有
- 従前は、中小機構も大規模法人に該当するため、左記の事例は②に該当し、A社は設備投資に係る中小企業向け税制などを適用できなかった。

(※) 適用可能となる中小企業向け税制

- ① 中小企業経営強化税制
- ② 中小企業投資促進税制
- ③ 商業・サービス業活性化税制
- ④ 被災代替資産等の特別償却
- ⑤ 中小企業防災・減災投資促進税制

## ② 社外高度人材活用新事業分野開拓について【新設案】

- 社外の高度人材を活用して行う事業計画を作成し、**主務大臣が認定**。認定計画に従って事業に従事する**社外の高度人材へのストックオプションの付与に関して税制優遇措置を適用**する等の支援を行う。
- 改正法案において社外の高度人材を活用して行う事業計画の認定制度を新設することに伴い、基本方針に以下3点を規定。

### ① 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項

- 新事業活動の内容（**新商品の開発等**であること、**個々の事業者にとって新たな事業活動**であること等を規定）
- 新事業分野開拓の内容（**新事業活動によって、市場において事業を成立させること**を指す。）

### ② 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項

- 知識又は技能（**製品・役務の開発等**に資すること・**事業や販路の拡大**に貢献すること・**ガバナンス体制構築**等に貢献すること等）
  - 活用の態様（**雇用以外の方法で、業務委託契約等の契約に基づく活用方法**である旨の規定）
- ※ 社外高度人材について中小企業等経営強化法施行規則で定める要件
- ① 国家資格を保持
  - ② 博士の学位を保持
  - ③ 高度専門職の在留資格を保持
  - ④ 上場企業等での役員経験
  - ⑤ 成長分野の先端的な人材育成事業を修了
  - ⑥ 過去に一定規模の製品又は役務の開発に従事又は管理
- （上記①～⑥のいずれかに加え、2～3年程度の実務経験を求める方向で検討中）

### ③ 社外高度人材活用新事業分野開拓に当たって配慮すべき事項

- 制度普及、書類の簡素化 等

### ③ 中小企業の事業継続力強化【新設案】

- 改正法案において、**事業継続力強化計画・連携事業継続力強化計画の認定制度を新設**することに伴い、基本方針に以下3点を規定。

#### ① 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項

目標設定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業継続力強化の<b>目標</b>【例】 自然災害等のリスク認識や事業活動への被害想定を踏まえた目標や取組を設定</li></ul>
具体的な対策・取組の決定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自然災害が発生した場合の<b>初動対応手順</b> 【例】 従業員の安否確認方法、設備の停止方法、被害状況の把握・共有方法</li><li>● 自然災害が発生した場合の<b>人員の確保方法</b>【例】 従業員の緊急参集ルール整備</li><li>● <b>事業継続力強化に資する設備</b>の導入【例】 停電に備えた自家発電設備、水害に備えた排水ポンプ・止水板の導入</li><li>● <b>リスクファイナンス</b>対策【例】 損害保険への加入、自己資金の確保、発災後に活用できる融資制度の事前確認</li><li>● 業務上重要な<b>重要情報の保護</b>【例】 情報の電子化・バックアップ、クラウド上での情報管理</li><li>● <b>中小企業を取り巻く関係者による協力</b>【例】 親事業者の取引先中小企業への計画策定セミナー、政府関係金融機関の融資</li></ul>
実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業継続力強化の<b>実効性確保</b>に向けた取組【例】 取組の推進体制整備、定期的な訓練、計画の見直し</li></ul>

#### ② 連携して行う事業継続力強化（連携事業継続力強化）の内容に関する事項

①の内容を**基本**としつつ、連携事業継続力強化にあたって必要な事項を規定。

- 連携事業継続力強化の**態様**【例】 組合等を通じた**水平連携**、サプライチェーンにおける**垂直連携**、地域における**面的連携**
- 連携事業継続力強化に資する**取組**【例】 原材料・人員派遣・代替生産などの**経営資源の相互融通の方法**、連携の**ルール整備**

#### ③ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

- 関係法令の遵守、外部専門家の活用 等